

令和6年度

# 市川市介護相談員派遣事業 活動報告書

市川市

# 目 次

<b>1 市川市介護相談員派遣事業の概要</b> .....	1
(1) 目的	
(2) 介護相談員の選任	
(3) 養成・研修	
(4) 活動内容など	
(5) 受け入れ事業所	
(6) 周知方法	
<b>2 令和6年度活動実績</b> .....	5
(1) 派遣回数	
(2) 相談内訳	
(3) 相談事例	
(4) 心に残った事業所の対応等	
(5) 連絡会議	
(6) 研修（スキルアップへの取り組み）	
<b>3 市川市介護相談員派遣事業合同意見交換会</b> .....	10
<b>4 資料（市川市介護相談員派遣事業実施に関する要綱）</b> .....	12

# 1 市川市介護相談員派遣事業の概要

## (1) 目的

この事業は、介護相談員が介護老人福祉施設等を訪ね、介護サービス利用者やその家族等の話を聴き相談に応じることにより、施設管理者や担当者又は市に対して橋渡しの役割を持ち、問題の改善や介護サービスの質的な向上を目指し活動を行う事を目的としています。

## (2) 介護相談員の選任

介護相談員は、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する方を本市が選任し、委嘱しています。令和6年度は、13人が市川市介護相談員として活動しました。

## (3) 養成・研修

介護相談員は、活動に必要な知識と技術を習得するため、国の委託を受けた介護サービス相談・地域づくり連絡会が主催する「介護相談員養成研修（前期・後期）」及び本市で行う実習（介護施設等訪問研修及び自治体研修）を受講することとなっています。

令和6年度は、新規相談員2人が「養成研修」、現任相談員3人が「現任研修」を受講しました。

また、介護相談員連絡会議の中で研修会を行うなど相談員としての資質向上に努めました。

## (4) 活動内容など

### ① 活動内容

(ア) 担当する事業所を月1回程度訪問し、利用者やその家族等の話を聞き、相談を受けけます。

(イ) 事業所が行う行事に参加します。

(ウ) 担当する事業所のサービスの現状把握に努めます。

(エ) 事業所管理者や介護相談員担当者と意見交換を行います。

(オ) 介護サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には事業所の管理者等にその旨を伝えます。

(カ) 利用者等と事業者の間の橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安に対応し、介護サービスの改善につなげていきます。

(キ) 本市が開催する介護相談員連絡会議及び相談員と事業所との意見交換会に参加し、活動状況の報告や意見交換等を行います。

**※令和6年度は、16の施設で訪問活動を再開いたしました。**

### ② 活動方法

(ア) 訪問回数・活動時間等

基本的に、2人一組で、担当する事業所を毎月1回程度訪問します。活動時間は、1回あたり1～4時間程度です。

(イ) 相談方法

相談はサービス利用者及びその家族等から受けます。

(ウ) 意見交換

相談業務終了後、事業所管理者や担当者等と当日の活動内容（相談内容や介護相談員自身が気づいたこと等）について、意見交換を行います。

(エ) 活動記録

相談内容や介護相談員自身が気づいたことを「介護相談員活動報告書」にまとめ、翌月の10日までに提出します。

(オ) 介護相談員連絡会議

介護相談員連絡会議を隔月1回開催し、介護相談員は、前月までの活動内容を報告します。会議では、担当する事業所の様子や相談事例などを検討事項として相談員全員でその対応方法などについて話し合います。全員で話し合うことで各々に気づきがあり、介護相談員の活動内容に統一性とバランスが保てるようにしています。

(カ) 身分証の携帯

活動に当たっては、介護相談員に市川市介護相談員証の携帯を義務付けています。

③ 守秘義務

介護相談員は、相談員業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないことになっています。また、このことは介護相談員を辞めた後も同様です。

④ 事故発生時の補償

「福祉サービス総合保障」に加入しています。

## (5) 受け入れ事業所

事業の趣旨に賛同していただき、本市に受け入れの申出があった事業所に対して介護相談員を派遣しています。

○令和6年度訪問施設内訳（全32か所）

介護老人福祉施設	14か所
介護老人保健施設	8か所
認知症対応型共同生活介護	8か所
有料老人ホーム	2か所
合計	32か所

派遣開始年度	事業所名
20	○特別養護老人ホーム 市川あさひ荘
	○特別養護老人ホーム 清山荘
	○特別養護老人ホーム ナーシングホーム市川
	○特別養護老人ホーム ホワイト市川
	○特別養護老人ホーム 太陽と緑の家
	○特別養護老人ホーム やわらぎの郷
21	○特別養護老人ホーム 市川ヒルズ
	○介護老人保健施設 ハートケア市川
22	○介護老人保健施設 グレースケア市川
23	○介護老人保健施設 葵の園・市川
	○介護老人保健施設 サンシルバー市川
	○介護老人保健施設 エスポワール市川
24	○特別養護老人ホーム 広尾苑
	○介護老人保健施設 ゆうゆう

派遣開始年度	事業所名
25	○特別養護老人ホーム レガーレ市川
	○特別養護老人ホーム いちかわ翔裕園
	○介護老人保健施設 市川あさひ荘
26	新規事業所はなし
27	○特別養護老人ホーム サンライズ市川
28	○介護老人保健施設 市川ゆうゆう (民営化により開始)
29	○グループホーム 親愛
	○グループホーム きらら市川妙典
30	○介護老人保健施設 サンセール市川
	○特別養護老人ホーム 市川三愛
	○グループホーム すがの親愛ホーム
	○グループホーム 愛・グループホーム市川南
	○グループホーム 愛・グループホーム北方町



派遣開始年度	事業所名
令和1	○特別養護老人ホーム 親愛の丘市川
	○グループホーム きらら南行徳
	○グループホーム 愛の家グループホーム南行徳
	○グループホーム コミュニケア 24 市川おにだか館
令和5	○特別養護老人ホーム タムスさくらの杜市川
	○有料老人ホーム SOMPO ケア そんぽの家 市川
	○有料老人ホーム ニッケあすも市川／ニッケあすも市川ハイム



## (6) 周知方法

- ① 利用者、家族、事業所職員に、介護相談員のことを知ってもらうため、市公式ウェブサイト「介護相談員派遣事業について」掲載しています。
- ② 活動報告書（冊子）をウェブサイトに掲載しています。



## 2 令和6年度活動実績

### (1) 派遣回数(令和6年4月～令和7年3月)

派遣場所		派遣回数 (延)	派遣人数 (延)	派遣開始年度
1	特別養護老人ホーム 市川あさひ荘			20
2	特別養護老人ホーム 清山荘	5	10	
3	特別養護老人ホーム 太陽と緑の家	4	8	
4	特別養護老人ホーム ナーシングホーム市川	12	24	
5	特別養護老人ホーム ホワイト市川			
6	特別養護老人ホーム やわらぎの郷			
7	特別養護老人ホーム 市川ヒルズ	12	24	21
8	介護老人保健施設 ハートケア市川			
9	介護老人保健施設 グレースケア市川			22
10	介護老人保健施設 葵の園・市川			23
11	介護老人保健施設 サンシルバー市川			
12	介護老人保健施設 エスポワール市川			
13	特別養護老人ホーム 広尾苑	6	12	24
14	特別養護老人ホーム レガール市川	12	24	25
15	特別養護老人ホーム いちかわ翔裕園	4	8	
16	介護老人保健施設 市川あさひ荘			
17	特別養護老人ホーム サンライズ市川	6	12	27
18	介護老人保健施設 市川ゆうゆう			28
19	認知症対応型共同生活介護 グループホームきらら市川妙典			29
20	認知症対応型共同生活介護 グループホーム親愛	12	24	
21	介護老人保健施設 サンセール市川			30
22	特別養護老人ホーム 市川三愛			
23	認知症対応型共同生活介護 すがの親愛ホーム			
24	認知症対応型共同生活介護 愛・グループホーム市川南	12	24	
25	認知症対応型共同生活介護 愛・グループホーム北方町	11	22	
26	特別養護老人ホーム 親愛の丘市川			R 1
27	認知症対応型共同生活介護 グループホームきらら南行徳	12	24	
28	認知症対応型共同生活介護 愛の家グループホーム南行徳			
29	認知症対応型共同生活介護 コミュニケア 24 市川おにだか館	11	22	
30	特別養護老人ホーム タムスさくらの杜市川	12	24	R 5
31	有料老人ホーム SOMPO ケア そんぼの家 市川	11	22	
32	有料老人ホーム ニッケあすも市川/ニッケあすも市川ハイム	11	22	
合 計		153	306	

## (2) 相談内訳

### 相談件数

	人数 (人)	割合 (%)
利用者	44	88.0
家族	0	0
その他	6	12.0
合計	50	100

### 相談内容

項目	件数 (件)	割合 (%)
接遇	4	8.0
食事	15	30.0
リハビリ	1	2.0
入退所	0	0
趣味・娯楽	8	16.0
設備・環境	7	14.0
衛生	3	6.0
その他	12	24.0
	50	100

対話した人数 3,502 人

令和6年度 11月～訪問活動を再開しました。

## (3) 相談事例

利用者から受けた相談や相談員自身が気づいたことを一部抜粋して紹介します。

魚が好きです。焼いたのも煮たのも好きだけど、全部刻んであるからね。機械でやらないで手でほぐしてくれたら美味しいのに。お漬物も好きで、かぶやキュウリ、沢庵があったらうれしい。
ビールが飲みたい。乾杯したい。 肉の塊が食べたい。
色々お出かけさせてもらってうれしい。行きたいですと手をあげやすい雰囲気がある。
昔、お花やお茶を教えていたので、施設でも何か役に立てたらと思う。
麻雀が趣味。自室内のゲーム機で対戦している。本当は施設内に対戦相手がいればいいんだけど。
じっとしている時間が長くてもったいない。若いころから色々な習い事してきたので、何か手先を使うようなサークル活動があればやってみたい。作品を作ったりしたい。
映画が見たい。市川雷蔵が好きなので時代劇が良い。
新しい入居者がいることで、食事の席替えをされていた利用者。以前いたテーブルの方々のにぎやかに会話しているのをうらやましそうに見ていた。

室内の換気扇の音が大きく感じられた。

喉が枯れる。加湿器が欲しい。

数人の女性利用者の鼻の下やあごのひげが伸びており、本人も気になるのかずっと指で触っていた。

ネイルやメイクを以前入所していたところではしてもらっていたので、機会があればしてみたい。

お風呂の順番がいつも昼食前だから、お風呂から出てすぐ食べなくてはいけない。食欲がわからない。本当はもっと食べられるのに。



#### (4) 心に残った事業所の対応等

介護相談員が気付いた優れていると思われる事業所の対応等について

「介護相談員活動報告書」から抜粋して紹介します。



入居者一人一人に合わせたペースで行っている。入浴の際も、入りたいという気持ちにさせて、本人ができることは任せて気持ちが向くようにしていた。

施設長にお会いした。笑顔を大事にしたいと目標を教えてくださいました。散歩を増やしたり、行事を行っていきたいと話された。

施設内の各フロアで、テレビで YouTube を見られるように設定を行っていた。利用者が見ていた当時の歌番組の映像を、字幕つきで見えて歌うことができるという新しい試み。

廊下の壁にポスターが貼ってあった。イベントの告知ではなく、カタカナで書いてあり、昔風のポスターが懐かしいのではないかと、とのことでさりげなく懐かしさを誘う工夫がされていて良いと思った。

壁にかけられた絵画が車椅子でも眺めやすいように低い位置につけられている。暮らしている人を大切にされた心遣いが感じられた。

ちぎり絵の制作を利用者がしていた。積極的に参加する方がいる一方、何をしても良いかわからない方、集団に入れない方にもスタッフがさりげなく誘導して楽しく盛り上げながら作業していた。

女性はアクセサリーをしている人が多い。本人の趣向や気持ちを大切にしている様子が感じられてとても良いと思った。

服はどこで買ったらいいのかとの利用者の家族の一言から移動販売車を導入したとのこと。何気ない会話の中でのスタッフの気づき、配慮が伝わってきた。

敬老の日に合わせ、節目のお祝いの利用者は着物を着て写真撮影が行われていた。写真が飾られていて、笑顔で写っていた。

外の空気が吸いたいと言う利用者にも、スタッフがさっと対応していた。数分間ではあるが、利用者の思いを優先する対応は施設全体の姿勢のように感じた。

「出前レク」では、普段は提供できないお寿司やリクエストのあったファストフードを頼むこともあるそう。利用者の希望を聞いて、食事を楽しんでもらう企画はとても良いと思う。

新しく入所された方の部屋の入口に手描きのウエルカムボードが貼られていた。スタッフが自発的に行っているとのこと。不安な気持ちでやってくる利用者の心を和らげてくれるように感じた。

看取り対応の利用者がいる。家族ともよく話し合い、自然に近い介護を心がけているとのこと。スタッフは亡くなられた後の振り返りで気持ちを共有したり、職員同士で労ったり、声かけをするなどを親密に行っている。

カラオケの場所をお風呂の待機場所として利用していた。スタッフにとっても効率よく誘導ができてよい試みだと思う。

桜の花びらを貼って木を満開にしようという催しがロビーで展開されていた。こちらの施設ではどなたでも花びらを貼ることができ、「みんなで満開にしよう」と一緒に取り組むことを提案しており、よい取り組みと感じた。



### (5) 連絡会議

回	開催日		連絡会の内容
	月	日	
1	4	16	R6年度の日程について
2	6	4	委嘱状交付 虐待が疑われる場合の対応について
3	8	6	合同意見交換のテーマについて 各施設の面会状況の情報交換・共有
4	10	1	合同意見交換会 利用者の過ごし方～面会・外出・外泊・レクリエーション～
5	12	10	合同意見交換会を終えて 現任・養成研修報告 全国活動事例報告会の振り返り
6	2	18	R7年度の予定

活動報告及び意見交換

### (6) 研修（スキルアップへの取り組み）

研修名	実施主体	日程	内 容
介護相談員 養成研修	介護相談・ 地域づくり 連絡会	7/9～12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護相談員の意義と役割</li> <li>○教養としての社会保障</li> <li>○介護保険制度、施設サービスの理解</li> <li>○居宅介護とケアマネジメント</li> <li>○身体拘束への対応</li> <li>○虐待への対応</li> <li>○高齢者の理解</li> <li>○認知症の正しい理解</li> <li>○利用者の権利擁護</li> <li>○聴く力・話す力</li> <li>○記録・報告の意義、相談活動から記録・報告まで他</li> </ul>
	市	7/18～19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フィールドワーク実習</li> <li>・「高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」</li> <li>・介護保険制度について</li> <li>・訪問実習 入所施設・通所施設</li> </ul>

研修名	実施主体	日程	内容
介護相談員 現任研修	介護相談・ 地域づくり 連絡会	10/22～23	○介護保険最新情報 ○自立支援につながる福祉用具の正しい使い方 ○感染予防と熱中症予防 ○不適切ケアを見る目を養う ○市町村での実施状況、情報・意見交換等
全国介護相談活動 事例報告会	介護相談・ 地域づくり 連絡会	11/29	○講義1 高齢化の坂、社会保障 ○講義2 老いのくらしをつくる ○情報交換会

### 3 市川市介護相談員派遣事業合同意見交換会

例年、介護相談員と受け入れ事業所職員が一堂に会して広く意見交換を行い、他の事業所における様々な情報交換をすることにより、より一層の相互理解を深めるため、意見交換会を開催しております。

○日 時 : 令和6年10月1日(火) 14:00～16:00

○テーマ : 利用者の過ごし方

～面会・外出・外泊・レクリエーションなど～

○出席者 : 介護相談員 13名、受入事業所 14事業所(14名)、事務局 6名

○内 容 : 4グループに分かれ、意見交換を行いました。

<終了時アンケート集計結果より>

○アンケート回収 : 事業所職員 14名、介護相談員 13名

問 合同意見交換会の内容はどうでしたか？(一部抜粋)

(回答)

・よかった 26名    ・普通 1名    ・良くなかった 0名

○顔合わせができた。介護相談員の方が来所されるときにどういった準備をしたら良いのか知れてよかった。

○他事業所の対応や考え方が聞けて良かった。

- ボランティアの受け入れで困っていたが、受け入れ方や対応が聞けて良かった。
- ゆっくりと意見交換できてよかった。
- 他施設での取り組み、介護相談員の想いを感じることができて良かった。
- 他グループ内で話し合われた内容も個性あり、新しい発想を見ることができ参考になった。
- 他施設の意見が聞けるよい機会、ユニット型、多床型、GH、老健と種別が違う中での話は良い情報となった。
- 事業所の皆さんが現在抱えている問題やお困りごとを聞くことができ、今後の活動の参考になった。
- 福祉法人、医療法人等の運営母体によって、介護サービスは同じでも、特にコロナ禍により多岐に色々と工夫され、対応の特徴をより感じた。

問 その他、意見・感想等を自由にお書きください。(一部抜粋)

(回答)

<受入事業所>

- とても実りのある良い会合でした。
- 定期的にこのような場があると助かる。
- どうしてもせまい世界になってしまうので、他施設の取り組みを聞けることができてよかった。
- 他の施設の対応や考え方が聞けるのはとても貴重な機会なので良かったです。
- レクについて話を聞くこともレクと考えると日々の関りは大切だと思いました。
- 介護相談員の温かいお言葉に感謝します。とても心強く思いました。

<介護相談員>

- 施設とボランティア組織を結ぶ手立てがあるといいな、と思いました
- 各施設のコロナ禍での対応、コロナ以降の施設の運用が聞けて良かった。  
早くボランティアが入れるようになると思います。
- 施設の話聞き、傾聴ボランティアが必要なのでは
- コロナはまだ終息していないと思う施設もあるが、その中でもいろいろ工夫していることがわかった。
- 移動販売、衣服店など来訪してもらうなど、外出や外泊がままならない状態ではあるが、努力されていることがうかがえた。
- ボランティアの受け入れについては、まだまだ難しいこともわかりました。
- 介護用の器具を使用されていることに変化を感じました(移動時や夜間の見回り、リフト・ベットの下にセンサー等)。
- 月末、月初は勤務が忙しいため、施設はなかなか参加できないと思うので、交換会の期日をもう少し考慮していただきたいと思う。
- 各施設において、コロナ禍を終えて利用者さんの対処の仕方に違いがあることを感じました。相談員の訪問から始めて外部の空気を入れるようにしていただきたい。
- 合同意見交換会のLINEグループを作り、継続的な情報交換が行えたらと思います。

## 4 資料

### 市川市介護相談員派遣事業実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人福祉施設若しくは同条第28項に規定する介護老人保健施設又は第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム等（以下「事業所」という。）を訪ね、介護サービス利用者等や、その家族等（以下「利用者等」という。）の話を聞き相談に応じる等の事業を実施することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護保険サービスをはじめとする利用者へのサービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条に規定する相談等の業務を行わせるため、市川市介護相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(委嘱等)

第3条 相談員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、市長が適当と認めた場合については、この限りではない。

- (1) 事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有すること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 75歳未満であること。

2 相談員は、前項の要件を満たす者の中から選任し、市長が委嘱する。

3 相談員の委嘱期間は、3年とする。

4 前項の規定は、相談員の再委嘱を妨げるものではない。

5 相談員の定数は、20人以下とする。

(職務)

第4条 相談員は、事業所を定期又は随時に訪問（以下「介護相談員活動」という。）をする等、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 事業所において、利用者等の話を聞き相談にのること。
- (2) 事業所の行事等に参加すること。
- (3) 介護サービス等の現状把握に努めること。
- (4) 事業所の管理者や相談員担当者（以下「担当者等」という。）と意見交換をすること。
- (5) 介護サービス提供等に関して気づいたことや提案等がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝えること。
- (6) 介護サービス等の利用者等と事業者の間の橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、心配事等に対応し、介護サービス等の改善の途を探ること。
- (7) 本市が開催する、相談員と第13条に規定する事務局（以下「事務局」という。）

との連絡会議（以下「介護相談員連絡会議」という。）及び相談員と事業所との意見交換会（以下「合同意見交換会」という。）に出席すること。

- 2 相談員は、介護相談員の職務に必要な研修を受けなければならない。
- 3 相談員は、職務上の活動を行うにあたり、市川市介護相談員証（様式第1号）を携帯し、利用者等及び担当者等から求めに応じて、これを提示しなければならない。  
（報告）

第5条 相談員は、相談員事業の活動にあたり、利用者等又は担当者等との調整が困難であるときは、事務局に対して調整を依頼し、その指示等に従うこと。事務局は、介護相談員相談票（様式第2号）により調整を行うこと。

- 2 相談員は、毎月10日までに前月の活動状況について、介護相談員活動報告書（様式第3号）により、市長に報告を行わなければならない。  
（サービス）

第6条 相談員は、その職責を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 相談員は、その職の信用を傷つけ、又は相談員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 相談員は、傷病その他の理由により職務に従事できないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（勤務日等）

第7条 相談員の介護相談員活動を行う日及び時間は、週1回4時間程度とし、相談員と事業所とで調整を図り決定するものとする。ただし、市長が職務の都合によりこれを変更する必要があると認めるときは、市長が変更することができる。

- 2 介護相談員連絡会議、合同意見交換会又は研修会を行う日及び時間は事務局が決定するものとする。

（支給額）

第8条 相談員に対する報償金の支給額は、相談活動及び介護相談員養成研修等研修会への参加として月額5,000円、介護相談員連絡会議及び合同意見交換会への出席として月額2,500円とする。

- 2 前項の報償金の支給額は、月の初日から末日までの間の勤務日数により計算する。

（退職）

第9条 相談員は、委嘱期間中に退職しようとするときは、退職しようとする日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（解嘱）

第10条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談員を解嘱することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) その他、市長が解嘱を必要と認めたとき。

(相談員の派遣)

- 第11条 市長は、相談員の受け入れを申し出た事業所に対し相談員を派遣する。
- 2 相談員の受け入れを行おうとする事業所は、介護相談員派遣申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、前項の申し出があった場合は、介護相談員派遣に関する覚書（様式第5号）を事業所と締結するものとする。
  - 4 事業所は、相談員の派遣を辞退しようとするときは、介護相談員派遣辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(事業所の責務)

- 第12条 派遣を受けた事業所は、相談員から伝えられた利用者等の意見、要望及び提案等をできる限り尊重し、必要な措置を講じるように努めること。
- 2 事業所は、前項の措置が困難であり、利用者等との調整が困難であると判断したときは、事務局に対して調整を依頼し、その指示等に従うこと。事務局は、介護相談員相談票（様式第7号）により調整を行うこと。
  - 3 派遣を受けた事業所は、合同意見交換会に参加しなければならない。

(事務局)

- 第13条 市川市介護相談員派遣事業を実施するために、市川市介護相談員事務局を福祉部地域包括支援課に置く。

(補則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

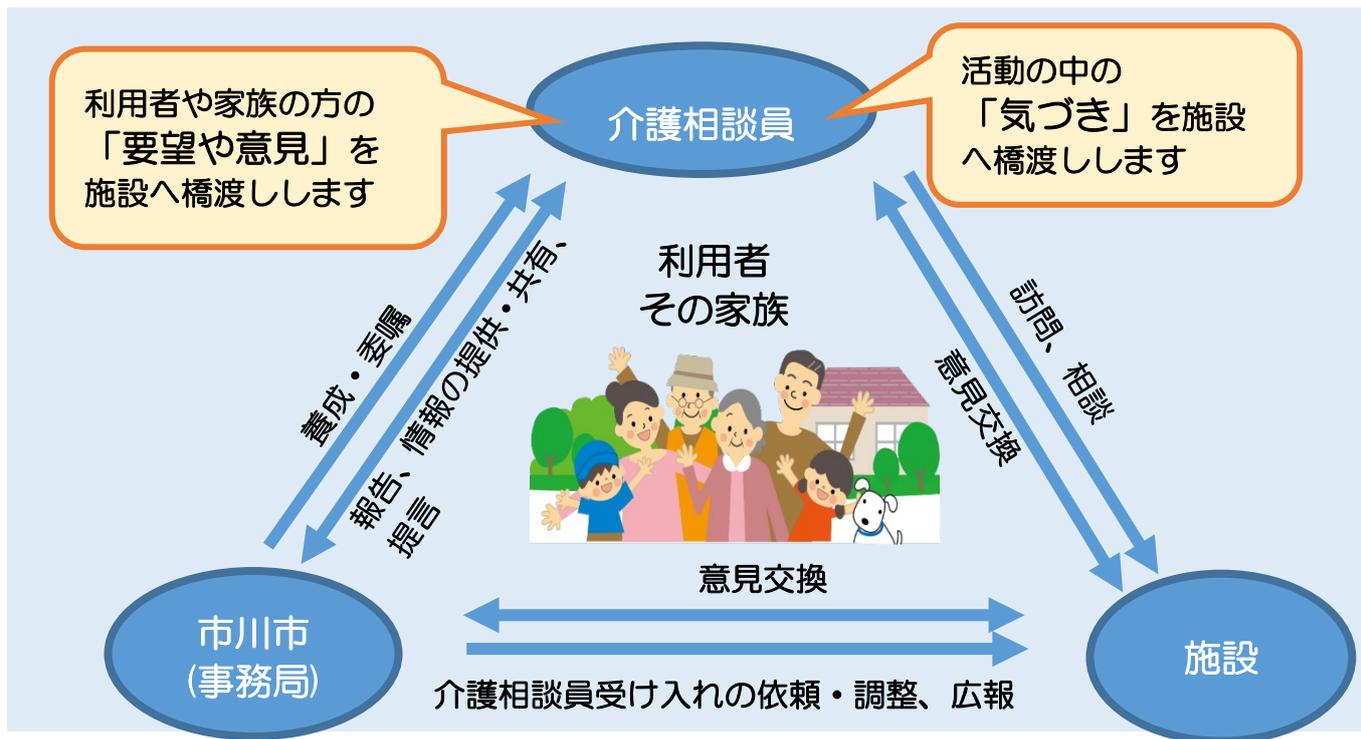
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 市川市介護相談員って どんな人？

私達の仕事は、一市民の目線から  
意見や要望を施設や行政に橋渡しすることです

介護相談員は、市長から委嘱され、養成研修を  
受けて活動を行っています。

## ○介護相談員の主な役割



## ○活動方法

事業所を月1回程度訪問し、利用者やその家族等から相談を受けます。

お問い合わせ先

市川市 地域包括支援課 相談支援グループ

☎ 047-712-8545 (直通)

# 市川市介護相談員日程表



こんにちは!! 介護相談員です。  
施設や介護保険のサービス  
について、あなたの疑問や  
不安、お話をお聞かせください。  
プライバシーは守られます。

月	日
月	
月	

時間

介護相談員の 市川 太郎 です

介護相談員の 市川 花子 です

## 終わりに

平成 20 年度より、利用者と介護サービス事業所の橋渡し役となる「市川市介護相談員派遣事業」を開始し、16 年が経過しました。

令和 2 年 2 月から新型コロナウイルス感染症拡大のため事業所への訪問活動は一時中止となりましたが、令和 5 年度からオンライン面談と並行して、一部施設では感染症対策の工夫を取り入れながら、直接訪問を再開させていただくことができました。

隔月開催している介護相談員連絡会議では、活動の報告、情報交換、研修等を行っておりますが、一人ひとりの介護相談員が事業所の方と信頼関係を築きながら、熱心に活動してくださっているのを実感しております。

介護相談員は中立的な立場で、利用者の尊厳を守る目線で日々の活動をしています。

事務局としても、事業所における介護サービスの向上につながるよう、本事業の一層の充実を図ってまいります。

介護相談員受け入れ事業所の方々に感謝しますとともに、今後ともご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

事務局



**令和6年度 市川市介護相談員派遣事業活動報告書**

**発行 市川市 福祉部 地域包括支援課 相談支援グループ**

**電話 047-712-8545**

**FAX 047-712-8789**